

広報まきのはらに 広告を掲載しませんか



自主財源の確保と市内企業や個人事業者のPRなどのために、広報まきのはらに広告を掲載します。ぜひ、この機会に広告を掲載してみませんか。

問い合わせ 牧之原市秘書広報課 ☎230040

「広報まきのはら」に掲載する利点

広報まきのはらは、毎月15日に**15,300部**発行し、自治会に協力をいただき**全戸配布**しています。市内の公共施設のほか、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどへの配架や、市ホームページへの掲載、市公式LINEでも配信しており、**高いPR効果**があります。

広告の掲載について

▶掲載枠

1枠／月

▶広告の大きさ、仕様

- ・縦4センチ、横14.2センチ以内
- ・カラー
- ・広告掲載者の名称と連絡先を表示

▶掲載料

2万円／枠 ※市外の企業や事業者は3万円／枠

▶掲載開始時期

4月号(4月15日発行)

▶掲載の優先順位

- ①市内企業や事業者
- ②市外企業や事業者

▶申込方法

- ・市ホームページや秘書広報課にある「広報まきのはら 広告掲載申込書」に添付書類などを添えて申し込む。

【添付書類】

- ・広告の原稿や電子データ
- ・事業の概要が分かる書類
- ・資格免許証や各種証明書類の写しなど ※業種による

▶申込期限

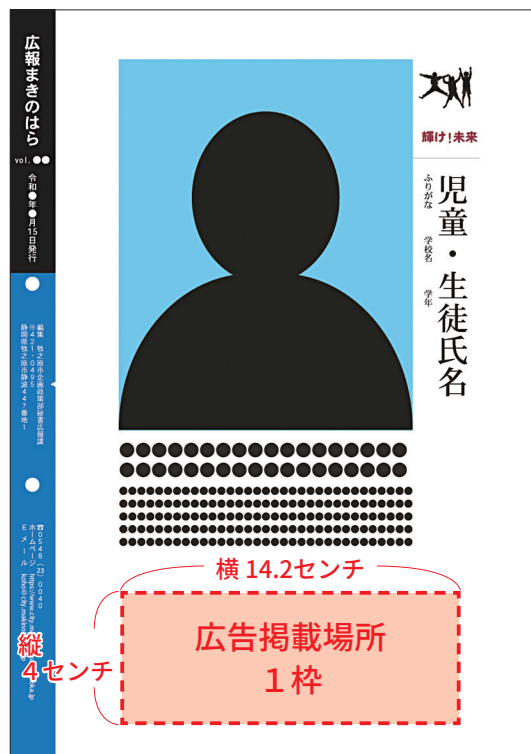
3月12日(木) ※厳守



詳しくは、
市ホームページ
をご覧ください。

▶広告掲載場所

「広報まきのはら」裏表紙の「輝け！未来」
下部(イメージ図)



▶掲載しない広告の内容(一部) ※次に該当する場合は掲載できません。

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1)法律などに違反するものまたはそのおそれがあるもの | (7)美観風致を害するおそれがあるもの |
| (2)公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの | (8)公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの |
| (3)政治性のあるもの | (9)消費者との取引において、トラブルを起こすおそれがあるもの |
| (4)宗教性のあるもの | (10)その他、広告媒体として掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの |
| (5)社会問題についての主義主張 | |
| (6)個人または法人の名刺広告 | |

※他にも、業種などにより掲載できないものがあります。詳細は問い合わせください。